

W02402697 号-4

平成 22 年 9 月 10 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 野井伸喜

## 平成 22 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 4) 再処理事業部の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 22 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	(その 4) 再処理事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所	
監査実施日	平成 22 年 7 月 20 日～23 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	

### 2. 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の視点

#### 2.1 背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 12 回の定期監査を実施してきた。

この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、必ずしも改善策にこだわらず、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。最近の監査においては、「品質保証体制の改善策」の実施成果は風化することなく定着していると評価してきたところである。併せて、「今後の操業段階では運転・保守に重点を置いた品質保証体制への移行に留意すべき」ことを提言していた。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

一方、平成 21 年 1 月に、再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生し、同年 4 月に原子力安全・保安院から指示書(保安規定違反)を受けたことから、JNFL では、背景分析を実施した結果として、全社を対象とした「安全基盤強化に向けたアクションプラン」を策定して取り組みを開始した。アクションプランの基本項目は次の通りである。

- (1) コミットメントとコミュニケーションの充実(サブテーマ: 3 件)
- (2) リスクを低減する活動の基盤強化(サブテーマ: 2 件)
- (3) 必要な資源の確保(サブテーマ: 2 件)
- (4) 組織の連携強化(サブテーマ: 2 件)
- (5) 教育訓練の充実(サブテーマ: 5 件)

このアクションプランの展開中に、新たなトラブル・不適合事象(Ⓐ固化セル内漏えい復旧作業時における機器の動作不良の頻発、Ⓑ高レベル廃液の再漏えい、及びⒸ保安規定違反 3 件の指摘)が発生したことを見て要因分析を行った結果、次の 3 項目のアクションが上記(1)~(5)の中に追加・修正の形で組み入れられた経緯がある。

- ①日常業務の中に潜在するリスクの洗い出し(追加)
- ②業務フローの充実に向けた活動を優先順位をつけて実施(修正)
- ③作業計画立案時に保全計画を盛り込む(追加)

前回の監査(平成 22 年 1 月 / 2 月)では、当該アクションプランに対して関連部署が実践・実行中の状況を観察した。

## 2.2 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の対応方針

上記の経緯を考慮し、定期監査は、下記の事項に焦点を当てた。

### 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の注力事項

対象事業部	監査実施項目
・再処理事業部	<ul style="list-style-type: none"><li>①「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の対応状況<ul style="list-style-type: none"><li>・前回監査時点からの進展状況、あるいは維持状況</li><li>・業務フローの見直し活動の充実度</li><li>・各項目に係る PDCA 展開状況</li><li>・総括事務局の諸活動</li></ul></li><li>②「品質保証体制の改善策」の実施成果の維持・展開状況</li><li>③この半年で発生した新たな不適合事象の対応状況</li><li>④現場巡回監査(QMS の定着状況を観察する一環として)</li></ul>

## 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査(現場監査を含む)で構成した。

### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。「ある業務」とは、アクションプランの各項目、あるいは、各部署が実施する各種の単位業務である。

文書監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプランや業務の理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関する者（あるいは部門）の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④アクションプランの場合、実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤アクションプランの場合、全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

### **3. 2 実地監査**

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態の把握が重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要しても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

実地監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプラン等の実行は、文書で定めた要求事項を満たしているか。
- ②実施された成果（又は中間成果）は、所定の手順を踏んで、関係者に報告されたか。
- ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。
- ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。
- ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実に行う体制が整備されているか。

### **4. 監査の基準**

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRJの知見を活用することとした。

- ◆JNPL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆安全基盤強化に向けたアクションプラン（対象：全事業部及び「室」部門）
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

## 5. 監査結果の評定

監査は部署の単位で実施した。監査対象テーマは、あらかじめ計画された監査時間を考慮して、監査部署ごとに異なっている。監査結果は監査項目ごとに取りまとめ、監査チームとしての基本所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査員

監査は2名1組のチームで対応し、従前と同様に、内1名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査結果

再処理事業部に対する今回の実地監査は、アクションプランの水平展開状況に係る監査、及び従来の「定期監査」の延長としての監査からなっている。

上記2.2項に示した監査実施項目から選択した事項を、部署ごとにまとめた結果を添付1に示す。また、監査日程と出席者を添付2に示す。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### (1) 「指摘事項」は観察されていない。

再処理事業部において、該当部署が関与する「安全基盤強化に向けたアクションプラン」が着実に実践・実行されていることを確認した。また、「品質保証体制の改善策」の実施成果は、日常業務の中で風化することなく定着していると判断できた。

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めたが、いずれの分野にも「指摘事項」は観察されなかった。

### (2) アクションプランの対応は確実に実践・実行されている。

全社アクションプランの遂行に関しては、サブテーマごとに管理責任部署（事務局）が定められており、再処理計画部計画Gが再処理事業部における総合事務局を担っている。アクションプランに対する第1年目としての2009年度の活動は、適切な管理の下で精力的に実施されたと評価することができる。

2009年度の活動総括の結果として、『サブテーマの多くは、成果が確認されたので、今後は日常活動に移行させる』との評定がなされており、2010年度については、次のサブテーマを継続管理項目に掲げて注視していくことになっている。

- ①コミュニケーションの充実
- ②日常業務中のリスクの洗い出し

③業務フローの充実

④中間管理職の他企業派遣研修

監査チームとしても、多くの部署での活動状況を監査した結果から、上記の評定が妥当であると判断することができる。但し、日常活動に移行した内容を放任するのではなく、「期待通りの対応が継続され、適切なPDCA展開が持続されている状況」を監視する機能の明確化を期待するところである。

アクションプランの基本項目ごとの状況は次の通りである。なお、今後「保安規定違反に伴うRCAの結果を踏まえてアクションプランに追加する項目の検討」が行われる。

a. コミットメントとコミュニケーションの充実

本テーマは、タテ・ヨコ方向の意思疎通改善を志向して策定された項目である。毎日の朝会の充実振り、当直と日勤との連携強化、及び各階層間での情報共有に向けた活動など、様々な分野でコミュニケーションの充実に向けた取組みが行われている状況を観察した。これらの活動は、既に定着の域に達していると評価できるものであるが、2010年度においても、アクションプランの継続管理項目に設定されたことは好ましい。

b. リスクを低減する活動の基盤強化

本テーマに関する取組みの一つは「安全技術担当」の活動である。今回の監査の過程で、「安全技術担当」の活動が定着したものとなっていることを確認した。安全技術担当会議は約2週間ごとに開催されており、各部署で登録された安全技術担当の資質向上に注力している状況が汲み取れる。リスク低減の基盤となる人材育成に貢献していくものと期待できる。

業務フローの充実に関しては、課・グループ内でのディスカッションを通じて、ムダ・ムリ・潜在リスクの洗い出しを行う活動を通じて、より有効な業務活動を展開することが目的である。「業務フロー」という形にとらわれることなく、部署によっては、リスク低減のために規定類の改正が重要であると考えて対応した事例も観察した。

「日常業務中のリスクの洗い出し」は、継続管理項目になっている。好ましい。

アクションプランの一環である保全計画（クレーン・パワーマニプレータの定期点検、サーボモーターの予兆管理等）は実施完了しており、その過程で得られた知見が内部規定の改正に反映されている。

c. 必要な資源の確保

本テーマは企業にとって不断の課題である。既に基本理念が明確にされているので、日常業務へ移行して、状況に応じた議論を重ねる方針でよいと判断できる。

d. 組織の連携強化

当直と日勤の連携が軌道に乗っている状況を監査チームとしても随所で観察しており、本テーマを日常業務へ移行させることは理解できる。

なお、上記第2項との抱き合わせで対応している「業務フローの充実」が継続管理項目に設定されたことは好ましい。

e. 教育・訓練の充実

教育・訓練の充実については、いろいろな教育・訓練が精力的に立案・実行されていることを確認した。

一部の部署において発生した「保安教育未受講」という事象は、管理機能に係る業務フローの充実性という観点で基本的な弱点を露呈したものといえるが、その対応とし

て、速やかに適切な処置(関連規定類の改正、受講管理の徹底、教育計画から実施報告までの過程の業務フロー化等)が実施されている。

なお、「中間管理職の他企業派遣研修」はアクションプランの継続管理項目に設定されている。

### (3) QMS に係る活動は定着し、風化なく継続している。

監査の過程では、QMS(品質マネジメントシステム)の一般活動状況にも注力した。以下に示す内容からも分かるとおり、「品質保証体制の改善策」の取組みによって培われてきたQMSに係る活動が定着し、風化することなく継続していると見なせる。

#### a. 現場巡回監査

運転部廃棄物管理課に対しては、QMSの定着状況を確認するために、現場巡回監査を取り入れた。文書管理、協力事業者の管理等に危惧事項は観察されていない。

#### b. 不適合対応

再処理事業部においては、幾つかの保安規定違反事象が発生している。当該事象を含め、再処理事業部では、不適合WGにおいての審議を踏まえ、適切な不適合処理が実施されている。また、不適合WGにおいて、重要な事象と認定されたものについては、RCAチームが結成され、根本原因分析を通じて確実な再発防止策が実施されている。

再処理事業部を含めて発生した保安教育未受講問題は、管理機能に係る業務フローの充実性という観点で基本的な弱点を露呈したものといえるが、その対応として、教育課では保安教育実施細則を改正(H22.4.1施行)し、受講管理を徹底すると共に、教育実施計画段階から教育実施報告段階に至る過程の業務フロー化を行っている。

#### c. 内部監査

内部監査は、アクションプランの実施状況を含め、各部門の日常活動の適切性を確認するうえで重要である。平成22年度の計画においては、実効性・有効性に重点をおいた監査が計画されている。抜き打ち性に留意し、実態の客観的把握に注力されることを期待する。

## 8. 終わりに

安全基盤強化に向けたアクションプランの2009年度における展開は概ね計画通りに推移し、軌道に乗せが果たされたことを確認した。また、その成果の総括評定結果が妥当であることを述べた。「今後は日常活動に移行させる」という多くの項目に関しては、決して放任するのではなく、「期待通りに実施され、適切なPDCA展開が持続されている状況」を監視する機能が不可欠である。その明確化を望む次第である。

前回の報告書でも記載したように、中規模以上のプロジェクトにおいて成果の有効性を評価するには一般的に3年が必要である。

1年目：計画の策定と軌道乗せの状況確認

2年目：実行維持とPDCAの展開状況の確認

3年目：風化・形骸化のない継続状況の確認

2010年度は、2年目であり、アクションプラン成果の確実な定着と、効果的なPDCA展開状況を確認するステップである。こうした状況確認には、事務局部門が監視を継続すると共に、的確な「内部監査」の実施が有効である。その双方を期待したい。

以上

**添付 1**

**平成 22 年度 第 1 回定期監査結果  
(再処理事業部に対する実地監査)**

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 1)

被監査部門	技術部 技術課	T
監査実施日	平成22年7月20日	
再処理事業部に対する第三者監査の最初の部署であったことから、右記①の資料に基づいて、アクションプラン全体の対応状況の理解に時間をとらせていただいた。		(参照文書・記録等)
その理解の下で、技術課が管理責任部署（事務局）を担っているテーマについて、平成21年度の活動総括と平成22年度の構想について確認を行った。		
<h3>1. リスク低減の基盤強化活動</h3> <p>リスク低減の基盤強化に関して、技術課は、安全技術担当の育成に尽力している。安全技術担当会議は約2週間ごとに開催されており、各部署で登録された安全技術担当の資質向上に注力している状況が汲み取れる（右記②）。リスク低減の基盤となる人材育成に貢献していくものと期待できる。</p> <p>また、技術課はリスクアセスメント手法の確立に努力し、上記の安全技術担当会議の場を活用した検討・啓蒙が行われている（右記③）。去る3月には、マニュアルの新規制定が完結している（右記④）。当該マニュアルの制定を受けて、他の部署の規定類への反映がなされた事例もあり（右記⑤）、事業部の基盤強化に寄与するものと期待できる。</p>		
<h3>2. 保安規定運用に関する問合せ管理表の運用</h3> <p>同じくリスク低減の分野では、保安規定運用に関する問合せ管理表の運用が定着している状況が確認できた。保安規定及び保安規定運用要領の解釈に迷った場合に技術課へ質問し、技術課がメモで回答する制度である。質問者は部、課、統括担当直長、RCAチームなど多岐に亘っており、本制度が期待されつつ有効に機能している証であると認識できる（右記⑥）。蓄積された質問・回答事例は情報共有にも寄与するはずである。</p> <p>なお、右記⑦の運用要領は、既に22次改正に至っており、保安検査での改善要望や経験した不適合事象の反映など、改正のトリガーは多様であるが、いずれにしても、実務実施過程で遵守すべき基幹規定の一つがタイムリーに改正されている状況は、改善活動の基調として評価できる。</p>		
<h3>3. 潜在リスクの洗い出し／業務フローの見直し</h3> <p>全社アクションプランに基づく本テーマに関して、製品品質管理の工場とりまとめ業務を担う技術課では、グループ討議の結果に基づいて、「各種報告書の作成プロセス、及び、データ伝送停止時の連絡プロセス」に係る業務フローの見直しに取り組んだことを確認した（右記⑧）。</p>		
<h4>[前回提言事項のフォロー]</h4> <p>「安全技術担当」の機能が事業部全体で発揮されている状況に鑑み、前回の監査時点において、安全技術担当の位置づけを規定化することを監査チームから提言事項を提起していた。</p> <p>検討の結果として、現時点では安全技術担当が専任としての業務を実施しているわけではないので、規定化するニーズは感じないとの表明がなされた。監査チームとしても理解できる。</p>		
<h4>(第三者監査所見)</h4> <p>再処理工場のスタッフ機能を担う部署として、特に安全基盤強化の分野に傾注し、アクションプランの事務局機能の一端を的確に果たしている。</p>		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 「再処理事業部」No. 2)

被監査部門	品質管理部 品質管理課	
監査実施日	平成22年7月20日	N
(実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b>		
品質管理課は、アクションプランの1項目である「優先順位をつけた業務の改善及びリスクの洗い出し」に関する管理箇所である。		
2009年度の活動結果の提出を右記①により各部門に依頼した後、各部門からの提出資料をレビューし、提出された資料に不足があった部門に対して、右記②により資料の再提出を依頼するなど、事務局部門として適切な活動を行っている。		
自部門の活動として、品質管理課員によるディスカッション(右記③)が実施され、「業務目標・品質目標・労働安全衛生計画」の策定方法の変更に係る活動がテーマをとして取り上げられ、当該文書の活動項目は、2010年度版に反映されていることを確認した(右記④)。		
<b>2. 品質保証標準類等の解釈に迷う箇所を吸い上げる仕組みの構築</b>		
「品質保証標準類等の解釈に迷う箇所を吸い上げる仕組み」については、右記⑤による運用が定着している。問合せ内容については、選定された回答部署が確実に対応する仕組みとなっていることを確認した。		
<b>3. 保安規定違反事象に対する対応</b>		
保安規定違反事象は、一覧表に取りまとめ管理されている(右記⑥)。今回の監査では、平成21年度 第4回保安検査の後に発生した「プルトニウムを含む分析残渣の移送先間違い」に関する案件を対象とした。本件については、事象発生後、速やかに不適合等処理票(右記⑦)が起票され、適切な処置対応がなされている。不適合検討WGから「RCAを実施すべし」との提言(右記⑧)を受け、「不適合事象の根本原因分析実施要否報告書(右記⑨)」が作成され、事業部長承認が行われている。RCAメンバーが選定された後、当該メンバーによる活動計画書(右記⑩)が事業部長承認され、現在、活動中である。		
<b>4. 2010年度 業務目標・品質目標</b>		
2010年度 第1回マネジメントレビューに関する活動として、当該事項に対して各部門への依頼事項等に関する連絡(右記⑪)が行われている。当該連絡文書中には、今後の活動に対する説明会も計画されており、事務局として適切な活動が行われている。		
業務目標中には、「業務に内在するリスクの検討・洗い出し(全社アクションプラン)」に対する2サイクル目の取組みについても言及されており、アクションプランの継続実施が計画されていることを確認した。また、品質管理部としての「2010年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画(右記⑫)」中にアクションプランに係る活動が確実に盛り込まれていることを確認した。		
<b>5. 規定類の改訂</b>		
JEAC4111-2009が保安規定に取り込まれたこと、また、根本原因分析実施詳細を「不適合等管理要領」に移行したことにより、「不適合等管理細則」が⑬において品質管理部長の承認のもと改正されていることを確認した。PDCA展開の一環として評価する。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
品質管理課は、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」における「リスクの洗い出し」作業の事務局部門として適切な活動を行っている。また、自部門が行うべき諸活動についても適切に実践・実行されていることを確認した。PDCA展開は有効に機能していると判断する。		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No. 3）

被監査部門	保安監査部 保安監査課	
監査実施日	平成22年7月20日	N
(実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. 2009年度 内部監査及び調達先監査の実施状況</b>		
2009年度の活動を取りまとめた「2009年度 年度監査実施状況報告書(2009年度) (右記①)」が作成され、保安監査部長の承認の後、事業部長まで上覧されている。本報告書では、内部監査及び調達先監査の対象部門及び監査結果所見が取りまとめられており、次年度監査でのフォロー事項についても明記されている。	運転部に対する監査報告書(右記②)を閲覧した。監査は、「品質監査チェックシート」を事前に提示し、当該チェックシートに基づき、書類確認とインタビューにより実施されている。確認は、エビデンス(一例として右記③)に基づいており、概ね適切な活動が実施されていると判断する。	また、調達先監査時において検出した指摘事項に対する処置状況を確認した。当該案件については、是正処置要求書(右記④)が提起された後、協力会社は所定のは正処置を行い、クローズとされているが、詳細については下欄の参考コメントを確認願いたい。
<b>2. 2010年度 年度監査計画書</b>	2010年度開始に先立ち、保安監査課において、2010年度 年度監査計画書(右記⑤)が作成され、部長審査を経て、事業部長承認が行われている。安全基盤強化に向けたアクションプランに対しては、実効性・有効性を評価する方針が立てられている。	2010年度の第1四半期が終了したことに伴い、実施状況報告書(右記⑥)が作成され、現在上覧中である。本報告書中には、次期監査プログラムへの反映事項も付記されており、効果的なPDCA展開が行われている一端を観察することができた。
<b>3. 監査員の力量管理</b>	再処理事業部の内部監査員については、監査員リスト(右記⑦)の定期的な更新手続きが行われている。内部監査員として認定されたエビデンスについても適切であることを確認した。	
<b>4. 2010年度 業務目標・品質目標</b>	保安監査課の「2010年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画(右記⑧)」中にアクションプランに係る活動(リスクの洗い出し及び業務フローの充実)が確実に記載されていることを確認した。	
<b>(第三者監査所見)</b>	「安全基盤強化に向けたアクションプラン」に対する活動状況の確認が確実に行われるとともに、調達先監査を含めた通常の監査活動が着実に実施されている。	
<b>(観察事項)</b>	2009年度調達先監査において、「指摘事項」が提起されている。当該事項に対する事務処理としての対応は「是正処置要求書兼回答書」により実施されていることは確認している。しかし、「再処理事業部 品質監査要領 [ ] の5. (6) a項によれば、提起された指摘事項に対しては、「被監査箇所の責任者は、監査結果通知後、原則10日以内に『是正処置/予防処置要求書兼回答書』によって保安監査部長へ回答する」旨が規定されている。すなわち、このたびの処置は、規定されたプロセス通りに実施されたとは言い難い。	なお、本処置プロセスは、要望事項についても適用することになっているので、注意が必要である。

**(提言事項)**

1. これまでの監査を通じて、保安監査課が実施する内部監査では、抜き打ち性を重視した監査を指向する旨の説明を受けてきた。一方、監査を効率良く実施するため、前もってチェックシートが被監査部署に送付されている。チェックシートを作成して内部監査チームとしてのペクトル合わせをすることは大いに好ましいが、被監査部門に詳細を知らせて、準備された状況を監査することになると監査の趣旨に反してしまう。内部監査は、「実態」を把握する中で改善の糸口を見出すことが狙い目であるので、抜き打ち性を確保することが望まれる。
2. 内部監査計画書によると、「部」レベルの監査が企画されている。しかし、業務実務の実施は「課」レベルで行われるので、QMSの実態把握のためには、「課」を対象にした監査の実施が望まれる。監査負荷が高すぎるようであれば、例えば、2年で一巡という企画もありえよう。  
参考までに、他事業部、品証室が実施する内部監査では、対象を「課」レベルにしている。

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 「再処理事業部」No. 4)

被監査部門	運転部 運転管理課	
監査実施日	平成22年7月21日	N
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
運転管理課は、再処理事業部運転部の筆頭課として、各種の管理・取りまとめ業務を担当している。		
<b>1. 当直と日勤者の連携</b> 「気付き事項」メモを継続的に運用する観点から、当該事項を規定した関連マニュアル(右記①)が作成・運用(2009.6.15最終改正)されていることを再確認した。		
<b>2. コミュニケーションの充実</b> <b>(1) 若手社員とのコミュニケーション</b> 若手社員と幹部との懇談会の実施に先立ち、若手社員から率直な意見が聴取できるように、事前に懇談会の環境作りを行う旨の依頼(右記②)がなされた後、当該懇談会が開催されている。懇談会では、率直な意見が多数提起されているが、これらは一覧表(右記③)に取りまとめられ、工場運営会議議事メモ(H21.2.4)(右記④)及び運転部会議議事メモ(H21.2.9)(右記⑤)で報告が行われている。今後、若手社員からの要望・コメントを実現化していくプロセスの確立を期待したい。 <b>(2) ヒューマンエラーに係るディスカッション</b> 教育課からの2010年度における過去事例に対する階層別ディスカッションの実施(上期)依頼(右記⑥)を受け、運転部階層別メンバーによってディスカッションが実施されている(右記⑦)。討議内容は取りまとめられ、個々の課題に対しては対策(右記⑧)が提案されている。 <b>(3) 課長タイムの設定</b> 課長タイムの設定については、報連相の観点から、有効に機能しているとの意見を聴取した。		
<b>3. 保安規定違反事象等に対する対応</b> 監査対象とした「固化セル内圧力変動事象(高警報の発報)」に関しては、「不適合等処理票」(右記⑨)による不適合処理が適切に実施されており、その内容が運転部会(H22.5.17)において周知・徹底されていることを確認した(右記⑩)。また、分析建屋における発煙事象を受けて、事象データベースへの入力事象の見直しのため、関連するマニュアル改訂(右記⑪)が行われている。良好なPDCA展開の証と評価できる。		
<b>4. 2010年度 業務目標・品質目標</b> 2010年度 業務目標・品質目標の第1四半期の達成状況表を確認した(右記⑫)。各活動に対してはPI評価が行われており、有効性評価への配慮が覗われる。		
<b>(第三者監査所見)</b> 再処理事業部運転部の筆頭課として、運転部内の良好なコミュニケーションの維持・継続を含む種々の品質保証活動が確実に実践・実行されていることを確認した。PDCA展開は有効に機能していると判断する。		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 5)

被監査部門	品質管理部 教育課	T
監査実施日	平成22年7月21日	
<b>1. 安全基盤強化アクションプランにおける教育関係の活動総括</b>		(参照文書・記録等)
<p>アクションプランには、教育・訓練に係る幾つかのサブテーマが含まれており、このたびは、当該サブテーマについて、平成21年度の活動に対する教育課の活動状況を総括的に監査した。技術部との連携活動であった「リスクアセスメントを含む深層防護教育」及び「再処理事業部トラブル事例の紹介」は、部門研修項目に公式に組み入れられて、平成22年度以降も日常活動に移行のうえ、継承が図られることになっている(右記①)。</p>		
<b>2. 「教育訓練要領／細則」に基づいた日常活動</b>		
<p>「再処理事業部教育訓練要領／細則」に基づいた教育訓練の計画から実施までの一連の管理活動を網羅的に確認した。</p> <p>再処理事業部としての教育訓練基本計画の策定(右記②)、教育訓練個別計画の策定主導／助言など、事務局機能としての管理活動が実施されている。</p> <p>なお、右記③の要領は改正が20次に及んでおり、改善活動の一端を汲み取ることができる。</p>		
<b>3. 保安教育の一部未受講事象の受けた対応</b>		
<p>保安教育の一部未受講という事象発生を受けて、教育課では保安教育実施細則を改正(H22.4.1施行)し、受講管理を徹底すると共に、教育実施計画段階から教育実施報告段階に至る過程の業務フロー化を行った(右記④⑤)。</p> <p>なお、保安教育受講の最終確認は教育課が行う体制になっている。</p>		
<b>4. 教育課としての「平成22年度の業務目標」</b>		
<p>右記⑥に示された教育課としての計画の中に、「再処理事業部で過去に発生したトラブルや保安規定違反を踏まえて、何故起こったか、教育課として何ができるか」についてのディスカッションが含まれている。教育訓練の事務局としての意識に基づく計画に感服する次第であり、改善活動の起爆剤として有意義に展開することを期待したい。</p>		
<b>(第三者監査所見)</b> 再処理事業部における教育訓練の事務局意識を堅持して、その機能を果たしている。		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 6)

被監査部門	再処理計画部 計画G	
監査実施日	平成22年7月21日	T
全社アクションプランの遂行に関してはサブテーマごとに管理責任部署（事務局）が定められている。計画Gは多くの責任部署を担っており、また、再処理事業部における幹事機能を担っている。右記①は、再処理計画部が編集したものであり、事業部内での確認を経て去る5月末に発行されている。		(参照文書・記録等)
アクションプランの基本項目ごとに、再処理事業部における平成21年度の活動総括の根拠について聞き取りを行った。		
<b>1. コミュニケーションの充実</b> タテ・ヨコ方向の意思疎通改善を志向して策定された項目である。再処理事業部の場合、毎日の「朝会」の充実振り、及び、後述する「組織の連携強化」の状況に鑑みると、監査チームから見ても定着領域に達していると評価できる。しかし、更なる向上のために本アクションを <u>継続項目に設定</u> するという方針は好ましいことである。		
<b>2. リスク低減活動の基盤強化</b> 技術課の項、及び、ガラス固化課の項で述べたが、かなりの進展が観察された。「日常業務中のリスク洗い出し」を <u>継続項目に設定</u> することは好ましい。		
<b>3. 必要な資源の確保</b> 企業にとって不断の課題である。基本理念が明確にされているので、日常業務へ移行して、状況に応じた議論を重ねる方針でよいと判断できる。		
<b>4. 組織の連携強化</b> 当直と日勤の連携が軌道に乗りつつある状況を監査チームとしても随所で観察した。日常業務への移行は理解できる。 上記第2項との抱き合わせで対応している「業務フローの充実」を <u>継続項目に設定</u> することは好ましい。		
<b>5. 教育訓練の充実</b> 多重防護教育、トラブル事例の周知教育などが、充実した教材作成を含めて実施された状況を監査チームも観察してきた。日常業務への移行は理解できる。 中間管理職の他企業派遣研修を <u>継続項目に設定</u> することは、妥当である。		
<b>総括</b> 特記した上述の4項目を除いて、アクションプランの多くは『成果が確認されたので、今後の日常活動に移行させる』という評定になっている。監査チームとしても、そうした評定が妥当であると判断することができた。但し、当該日常活動を放任するのではなく、「期待通りに継続され、適切なPDCA展開が持続されている状況」を監視する機能の明確化を期待するところである。		
<b>(第三者監査所見)</b> 再処理事業部の統括事務局機能を精力的に果たしている。今後「保安規定違反に伴うRCAの結果を踏まえてアクションプランに追加する項目の検討」が行われる。意義ある検討の中核的活動を期待したい。		
<b>(提言事項)</b> 運用低調という理由から「指示書面化」というサブテーマを廃止にする点は残念である。口頭ではなく活字で指示することは指示内容が具体的に整理されている証であり、また「云った、云わない」の責任回避を防止する上でも意義があり、それが故に、全社アクションに組み入れられたのではないか。		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 「再処理事業部」No. 7)

被監査部門	運転部 貯蔵管理課	N
監査実施日	平成21年7月21日	
(実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. コミュニケーションの充実(課内、協力事業者、日勤と当直)</b>		
<p>貯蔵管理課では、課内の情報共有を目的とし、毎日朝会を実施するとともに、月1回「貯蔵管理課職場懇談会(右記①)」を開催している。本会の中では、最近の動向、連絡事項及び各Gの業務状況が報告されている。また、協力事業者を含む当直員とのコミュニケーションの改善を目的とした「一斉出勤懇談会(右記②)」が実施されている。当該懇談会において、運転部長指示として、文書類の最新版使用の徹底及びAPD未装着に対する注意が伝達されている。懇談会の意見はコメントリスト(右記③)に取りまとめられ、確実な処置がなされている。</p> <p>当直員間の引継ぎは、引継簿(右記④)を用いて実施されている。各直の巡視結果にはエビデンスが添付され、信頼性の高い記録となっていることを確認した。</p>		
<b>2. リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b>		
<p>業務フローの充実に係る依頼に対して、対応業務に対するフローの見直し(一例として右記⑤)が行われ、その結果が品質管理課に回答されていることを確認した(右記⑥)。</p>		
<b>3. 2010年度 業務目標・品質目標</b>		
<p>2010年度 業務目標・品質目標の第1四半期の達成状況(第1四半期)(右記⑦)を確認した。安全基盤強化に向けたアクションプランの2010年度継続案件である「業務フローの見直し」が活動項目として含まれている。具体的活動は今後予定されている。</p>		
<b>4. 教育・訓練</b>		
<p>貯蔵管理課要員育成カリキュラム(右記⑧)が設定されており、課員全員のこれまでの教育訓練実績一覧表(右記⑨)が整備されていることを確認した。適切な教育・訓練の立案・実行が行われており、力量管理に係る危惧事項は観察されない。</p>		
<b>5. 不適合処理</b>		
<p>貯蔵管理課に係る不適合事象は、年間で数件程度とのことである。今回の監査では、「E施設監視制御盤の内部ハードディスク交換(右記⑩)」に関する不適合事例を対象とした。所定のプロセスに沿って、適切な対応が実施・継続中であることを確認した。</p>		
<b>(第三者監査所見)</b>		
<p>貯蔵管理課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は着実に実践・実行されている。各階層間での良好なコミュニケーションの維持が図られており、危惧事項は観察されない。</p>		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果（「再処理事業部」No. 8）

被監査部門	運転部 分析課
監査実施日	平成22年7月22日 N
(実地監査)	(参照文書・記録等)
<b>1. 保安規定違反事象に対する対応</b>	
<p>平成22年3月に発生した「分析廃液第1受槽への分析試料(分析残液)の移送先間違い」事象への対応として速やかに不適合等処理票(右記①)が起草されている。本件についてはRCAチームによる分析報告書(右記②)が作成され、事業部長確認が行われている。報告書中には、本事象に対する是正対策が記載されており(右記③)、分析課担当案件については、順次実施されていることを確認した。</p> <p>直接的な再発防止対策として、関連規定類(右記④)の改正が実施されるとともに、当該事象の再発防止対策に関する周知教育(関連当直員全員受講)が確実に実施されていることを確認した(右記⑤)。</p>	
<b>2. コミュニケーションの充実</b>	
<p>従来、打合せに際しては、協力会社メンバーが分析課事務所に出向くことが一般的であったが、上述の保安規定違反を受け、より良いコミュニケーションの確立の一環として、可能な限り分析課メンバーが協力会社事務所に出かけ、打合せするように心がけているとの意見を聴取した。</p> <p>協力会社とのより良いコミュニケーションの確立に向けた取組みの一つとして評価できるものである。</p>	
<b>3. リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b>	
<p>2009年度の「優先順位をつけた業務の改善及びリスクの洗い出し」に関する資料提出(再依頼)を受け、回答文書が発送されている(右記⑥)。分析課では業務フローの見直しではなく、分析建屋内で発生する処理困難な廃液増加のリスクがあると判断したことから、関連手順書が新規に制定されていることを確認した(右記⑦)。</p>	
<b>4. 2010年度 業務目標・品質目標</b>	
<p>2010年度 業務目標・品質目標(期中変更)を確認した(右記⑧)。「業務効率化の推進」の項目において「業務フローの充実」、及び「業務に内在するリスクの検討・洗い出し」の項目中に「リスクの洗い出し」に関する活動が含まれており、2010年度においても継続した活動として位置付けられていることを確認した。</p>	
<b>5. 不適合処理</b>	
<p>分析課に関する不適合は、「不適合処理票管理リスト(右記⑨)」として整理されており、欠落のない処理対応状況を容易に確認できる状況となっている。</p>	
<b>(第三者監査所見)</b>	
<p>分析課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は、着実に実践・実行されている。保安規定違反事象に係る不適合のは正に伴い、関連規定が改正される等、PDCA展開も有効に機能していると判断できる。</p>	

## 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 9)

被監査部門	運転部 廃棄物管理課	T
監査実施日	平成22年7月22日	
[現場巡回監査]	(参照文書・記録等)	
今回（平成 22 年度第 1 回）の第三者監査の注力点は『安全基盤強化に向けたアクションプラン』に置いたが、廃棄物管理課に対しては現場巡回監査を組み入れて品質マネジメントシステム（QMS）の定着状況の確認に重点を置いた。現場巡回の対象は DA 建屋とし、焼却処理現場、制御室、及び廃油リサイクル作業現場を巡回した。		
<b>1. 業務に適用する規定類と、その改正</b>		
廃棄物管理課の活動業務は、再処理施設保安規定第 81 条及び 83 条を最上位規定とするものであり、汚染拡大防止を含む放射性廃棄物管理が主体である。当該保安規定の最新改正（平成 22 年 6 月）を受けて、右記①がタイムリーに改正されており、幾つかの仕組みの改善を見ることができる。例えば、右記②の導入であり、その活用励行状況をエビデンスで確認した。		
<b>2. 文書の管理</b>		
運転手順書は業務実施のうえで非常に重要な規定である。一例として右記③を見ると、過去半年で 3 回の改正が行われており、改善活動展開の一端を見ることができる。なお、廃棄物管理課に関する職場は 4 箇所あるが、それぞれの職場に規定類の最新版が配備され、旧版が回収されている状況を右記④で確認できた。		
<b>3. 協力事業者の管理</b>		
廃棄物管理課が行う業務の中には、協力事業者に委託するものがあり、廃油リサイクル作業はその一例である。この様な場合、発注者（JNFL）の自律的管理が重要である。廃油リサイクル作業の発注から業務実施に係る一連のエビデンス（右記⑤～⑨）を閲覧した。協力事業者とのコミュニケーションも含めて、危惧事項は観察されない。		
<b>[アクションプランに係る監査]</b>		
<b>1. 広義のコミュニケーション</b>		
アクションプランの柱の一つは、コミュニケーションの充実である。当直と日勤という切り口で右記⑩⑪を、関連他部門との連携という切り口で右記⑫を閲覧した。⑫は、運転部内の情報伝達・共有のための会合であるが、議事録が整備され、懸案事項のフォロー状況が明確にされている。		
<b>2. 潜在リスクの洗い出し／業務フローの見直し</b>		
本テーマもアクションプランの柱である。廃棄物管理課では、数年前から、約 30 種の機能ごとの業務フロー化に注力していたようであるが（右記⑬）、アクションプランが策定された昨年度以降、見直し作業による改正活動が精力的に行われていた状況が汲み取れる。当課の業務フローの特徴は、「呼び合いリスト」と「リスク表」がセットになっていることであり、前者は、ある業務の遂行過程で必要な他部署との連携動作の欠落防止を図るものであり、後者は、どこにリスクが潜み、その回避のための対応を示したものである。アクションプランの意図に的確に沿った活動になっている好事例の一つといえる。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
PDCA 展開機運が定着しており、QMS が充実している状況にあると判断できる。		

## 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 （「再処理事業部」No. 10）

被監査部門	運転部 燃料管理課	
監査実施日	平成22年7月22日	N
(実地監査)	(参照文書・記録等)	
<b>1. 保安規定違反事象に対する対応</b>		
平成 22 年 3 月に「使用済燃料によって汚染された物の取扱いに係る保安規定違反」(右記①)を受け、速やかに不適合等処理票(右記②)が起草されている。本事象は保安規定違反に関するものであることから、RCA チームが結成され、RCA 分析作業が進行中である。		
当該不適合に対する直接的な対策として、関連する規定類の改正(再処理施設保安規定運用要領(右記③)、低レベル放射性固体廃棄物管理細則(廃棄物管理課)(右記④)、放射性固体廃棄物管理マニュアル(右記⑤))が速やかに実施されていることを確認した。		
また、今回の事象を反映し、「スラッジポンプ室に仮置きした比較的線量の高い廃棄物の処理対応実施計画書(Rev. 2) (右記⑥)」が改正された。		
<b>2. リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b>		
業務フローに係る活動については、燃料管理課が作成した業務フローは一覧表に取りまとめられている(右記⑦)。2010 年度においては、2009 年度の活動として既に作成済みの業務フローの改正作業が行われていることを確認した。		
<b>3. コミュニケーションの充実</b>		
前回の監査以降、種々のコミュニケーションの充実活動が継続している。今回「一斉出勤日懇談会(右記⑧)」に関する議事メモを確認した。当直メンバーとの間での業務情報交換が確実に実施されている。		
また、「気付き事項」メモの運用も確実に継続されていることをサンプリングした記録(右記⑨)により確認した。		
<b>4. 2010年度 業務目標・品質目標</b>		
2009 年度において業務フローの見直し作業が確実に計画・実施されていることを確認した(右記⑩)。同時に、本計画中には本年度の活動として「業務に内在するリスクの検討・洗い出し」が含まれており、継続・実施される計画であることを確認した。		
<b>5. 不適合処理(一般監査)</b>		
燃料管理課では不適合等の処置状況が確実に把握されている(右記⑪)。今回の監査においてサンプリング抽出した不適合等処理票(右記⑫)を閲覧した結果、燃料管理課における不適合は確実な処置・管理が行われていることを確認した。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
燃料管理課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は、着実に実践・実行されている。保安規定違反事象に係る不適合のは正に伴い、速やかに関連規定が改正される等、PDCA 展開も有効に機能していると判断できる。		

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 11)

被監査部門	放射線管理部 放射線施設課	
監査実施日	平成22年7月22日	T
モニタリングポストや臨界監視など、放射線に係る設備保全業務を担当している放射線施設課に対して、アクションプランに関する各種の活動状況を確認した。また、不適合事象の発生における対応状況を確認した。		(参照文書・記録等)
<b>1. 潜在リスクの洗い出し／業務フローの見直</b> 全社アクションプランに基づく本テーマに関して、放射線施設課では、「放射線管理施設の保守・管理」に係る業務フローの見直しに取り組んだことを確認した。施設定期自主検査年度計画の作成・変更、要領書の作成・変更、検査の実施、実施結果の評価という各ステップごとにフローが示されている。ところで、業務フローは、業務の流れを俯瞰する上で便利であるが、業務フローだけで仕事ができるわけではない。具体的な業務手順は所定の規定類に明示されていることが多いはずであり、現に、放射線施設課の業務フロー図には、使用すべき細則と具体的な適用箇所が併記されている。フロー図のあり方として、一つの好事例といえる。		
<b>2. コミュニケーションの充実</b> 部内、課内の情報伝達・共有は、右記②③等によって行われている。また、協力事業者との連携は、右記④などによっている。		
<b>3. 経験した不適合事象と、その対応（「チェック線源ベース」部の歪み）</b> 「非安重設備」である放射能自動測定装置の線源校正時（平成22年2月）に発見された「線源ベース」の歪に関するものである。使用する用品のセット方法の誤りが原因であったことから、丁寧な点検手順書の制定という形で速やかな是正が行われ、また、正しいセット方法が自ずと導かれるような改造が実施されたことを確認した。（右記⑤⑥）		
<b>(第三者監査所見)</b> 所定のQMSレベルを保持した組織を構築して日常業務活動が展開されていると判断する。		

## 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 (再処理事業部 No. 12)

被監査部門	運転部 ガラス固化課	(参照文書・記録等) T
監査実施日	平成22年7月23日	
難しい技術に取り組み、一方、安全基盤強化に向けた全社アクションプラン策定のトリガーとなったガラス固化課に対して、アクションプランに対するガラス固化課の平成 21 年度の活動総括と 22 年度計画を網羅的に確認した。		
<b>1. 保全計画の実施</b>		
アクションプランで予定した保全計画（クレーン・パワマニの定期点検、サーボモーターの予兆管理等）は実施完了しており、その過程で得られた知見が内部規定の改正に反映されている。右記①は、2009 年 11 月に制定されたものであるが、その後、知見の拡充と改善活動の成果を反映して、第 6 次改正に至っている。例えば、パワマニの定期点検に係るデータ取得、遠隔さ行事の留意事項の整備、予兆管理データの取得、パワマニ収納時の留意事項等が順次追補されている。また、参考資料として、過去に経験した不適合の概要解説を組み入れるなど、理解を助ける教育資料としても適用できる編集がなされている。		
なお、上述マニュアルで規定された各種のデータ取得が励行されている状況をエビデンスで確認した。		
<b>2. コミュニケーションの充実</b>		
当直と日勤の連携強化対応として、右記②を閲覧した。情報伝達・共有に係る内容に加えて、当直からの要望事項、前回の懸案回答などが盛り込まれて記録が整備されている。アクションプランが意図した対応がなされている。		
<b>3. 階層別のディスカッション</b>		
過去事例に対するディスカッションが教育訓練の一環として実施されている（右記③）。日勤グループ及び当直グループが過去の固化セル内圧力変動における圧力高警報の発報問題について、所定の切り口で討議し、記録が残されている。アクションプランの意図する危機管理意識の向上に資する対応である。		
<b>4. 業務フローの見直し・文書管理</b>		
ガラス固化課は、所管する多数の配備図書をリスト化して最新版管理を実施している（右記④）。業務フローの見直し活動では、グループ内でのディスカッションを経て、マニュアル類のスリム化に順次取り組んでおり、例えば、他の規定内容との重複性を踏まえた廃止手続きも含まれている。QMS 管理の一環として必要な活動である（右記⑤）。		
<b>5. 業務実施前の計画策定</b>		
点検・操作・運転に際しては、その実施要領が策定されることが基本である。右記⑥は標記の確認実施に適用すべく新規制定され、事業部長承認がなされている。実施体制、実施責任者の責務、チェックシート様式などが規定されている。QMS の基本が励行されている。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
難しい技術に取り組む部署であるが、事業部の支援として新人3名、転入1名という人材拡充を受ける中で、充実したQMSとPDCA展開機運を備えた組織運営がなされている。		
<b>(提言事項)</b>		
保全計画活動の一環として、機械保修課との連携によってパワマニの500時間点検・作動確認が行われている。当該点検は協力事業者に委託しているが、JNFLの要員自身による技量・知見の取得を目指す必要はないのであろうか。		

## 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 (「再処理事業部」No. 13)

被監査部門	保修部 計装保修課	
監査実施日	平成21年7月23日	N
(実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. コミュニケーションの充実</b>		
課内のコミュニケーション活動として、毎日の朝会、月 1 回の課内会議が実施されている(右記①)。また、部長と副長メンバー間との良好なコミュニケーションを目的とした拡大保修部会(事務局:保修管理課)の活動がスタートし、計装保修課メンバーも参加している(右記②)。		
協力会社との間では、ヒューマンエラーの防止に重点を置いた計装定例会議が設備点検実施の直近時期に約 20 社が参加して開催されている(右記③)。また、別途文書(右記④)にて協力会社への依頼事項を確実に伝達している。良好なコミュニケーション活動の一環として評価できる。		
<b>2. リスクの洗い出し(業務フロー、規定類への反映)</b>		
2009 年度におけるリスクの洗い出しが、課内のディスカッションを通じて抽出した 54 件のテーマ中から 2 テーマを選定し実施された。計装保修課として活動計画は事務局(再処理計画部 計画 G)に回答がなされている(右記⑤)。活動結果が計装保修課にとって、有効なものであることをエビデンス(右記⑥)により確認した。		
2010 年度の業務目標(右記⑦)中に、当該活動を継続実施することが明記されていることを確認した。		
<b>3. 安全技術担当の活動</b>		
計装保修課では、作業票は各建屋で年間約 130 件程度策定されることがある。作業票に対しては、計装保修課では 2 名の安全技術担当が全ての案件をレビューしている。また、作業票審査時には、計装保修課が考案したセルフチェックシート(右記⑧)を用いて、確認項目に欠落のないことをチェックしており、課として信頼性の高い書類作成に大きく寄与している。		
<b>4. 予兆管理活動</b>		
計装品ドリフト傾向管理による予兆管理活動が計画書(右記⑨)に従って実施されている。現在、今後の実用化に向けて過去のデータを入力中である。長期間に渡る計画であり、その結果が有効活用できることを期待したい。		
<b>5. 不適合処理</b>		
計装保修課における不適合は不適合処理票(右記⑩)に取りまとめられ、適切に管理されている。今回監査対象とした保安規定違反案件(右記⑪)については、報告書が確実に作成・提出されることを確実にするため、関連した規定類の改正及び進捗を作業票進捗管理表(右記⑫)等でチェックする体制とした。PDCA 展開が有効に機能しているものと判断できる。		
<b>(第三者監査所見)</b>		
計装保修課に係る「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「改善策に係る活動」は、着実に実践・実行されている。保安規定違反事象に係る不適合のは正に伴い、速やかに関連規定が改正される等、PDCA 展開も有効に機能していると判断できる。		

**添付 2**

## **平成 22 年度第 1 回 定期監査**

**日程及び出席者  
(再処理事業部)**

## 平成 22 年度第 1 回第三者定期監査日程及び出席者（1/2） (再処理事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
7月20日 (火)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング	出席者     	再処理事務所 4階 A・B会議室
				事務局   	
	10:10~11:40	技術部 技術課	監査	対応者   	
	13:30~15:00	品質管理部 品質管理課	監査	対応者   	
7月21日 (水)	15:10~16:40	保安監査部 保安監査課	監査	対応者   	再処理事務所 8階 A会議室
	9:30~10:30	運転部 運転管理課	監査	対応者   	
	10:40~11:40	品質管理部 教育課	監査	対応者   	
	13:30~15:00	再処理計画部 計画G	監査	対応者   	
	15:10~16:10	運転部 貯蔵管理課	監査	対応者   	

**平成 22 年度第 1 回第三者定期監査日程及び出席者 (2/2)**  
**(再処理事業部)**

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
7月21日 (水)	16:20~17:20	運転部 分析課	監査	対応者 [ ]	
7月22日 (木)	9:30~12:00	運転部 廃棄物管理課	監査	対応者 [ ]	再処理事務所 8階 A 会議室
	13:30~14:30	運転部 燃料管理課	監査	対応者 [ ]	
	14:40~15:40	放射線管理部 放射線施設課	監査	対応者 [ ]	
7月23日 (金)	9:30~10:30	運転部 ガラス固化課	監査	対応者 [ ]	再処理事務所 8階 A 会議室
	10:40~11:40	保修部 計装保修課	監査	対応者 [ ]	
	16:00~17:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者 [ ]  事務局 [ ]	